小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金交付要綱

（令和７年３月３１日
６小介第４２０９号）

（通則）

第１条　小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和３４年小牧市規則第３号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　補助金は、市内の介護サービス事業者に対し、所属する職員の資格取得及び更新に必要な研修受講料を支援することにより、離職防止及び定着促進を図り、人材確保につなげることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるサービス等のいずれか１つ以上を行う介護サービス事業所を市内に有している事業者とする。

(1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス

(2) 法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス

(3) 法第８条第２４項に規定する居宅介護支援

(4) 法第８条第２６項に規定する施設サービス

(5) 法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス

(6) 法第８条の２第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス

(7) 法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援

(8) 法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 国、他の地方自治体等からこの要綱の補助金と同様の助成を受け、又は受ける予定がある者

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の受講料（以下「研修受講料」という。）を負担する事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が有する市内の事業所で勤務し、研修の修了の日から６月以上雇用する職員（以下「補助対象職員」という。）の研修に係る受講料の全部又は一部を、補助対象者が負担する費用とする。

（補助金の額）

第６条　市は、予算の範囲内において、補助対象経費を補助金として交付する。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修最終日までに小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類

(2) 誓約書（補助対象職員が研修を修了した日から市内の事業所で６月以上雇用することを誓約するもの）

(3) 就労証明書その他の補助対象職員が市内の事業所で勤務していることを証する書類

（申請の取下げ）

第８条　申請の取下げをしようとする者は、規則第７条の規定による通知を受けた日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第９条　申請者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに小牧市介護支援専門員等研修受講料補助事業計画変更等承認申請書（様式第２）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　規則第５条から第７条までの規定は、前項の申請があった場合に準用

する。この場合において、規則第７条中「補助金等交付決定通知書（様式第２）」とあるのは、「小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

３　前項後段の規定により読み替えて適用する小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金変更交付決定通知書は、様式第３による。

（実績報告書）

第１０条　申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日以内又はその年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、規則第１２条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修の修了証書の写し

(2) 受講等の受講料の全部又は一部を申請者が負担したことを確認できる書類

（補助金の交付）

第１１条　申請者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第１３条の規定による通知を受け取った日から起算して２０日以内に小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金交付請求書（様式第４。以下「請求書」という。）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の４月１５日とする。

２　補助金は、請求書を受け取った日から起算して３０日以内に交付するものとする。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に規則第１３条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附　則（令和８年７小介第３４７２号）

１　この要綱は、令和８年１月５日から施行する。

様式第１（第７条関係）

小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

郵便番号
所 在 地
申 請 者
連 絡 先

小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、対象要件の確認のため必要があるときは、小牧市が住民情報及び市町村税関係情報を取得することに同意します。

１　受講研修名

２　受講期間

３　受講者

４　交付申請額

添付書類

(1) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類
(2) 誓約書（受講者が研修を修了した日から市内の事業所で６月以上働くことを誓約するもの）
(3) 就労証明書その他の受講者が市内の事業所で勤務していることを証する書類

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２(第９条関係)

小牧市介護支援専門員等研修受講料補助事業計画変更等承認申請書

年　　月　　日

(宛先)小牧市長

郵便番号
所 在 地
申 請 者
連 絡 先

年　　月　　日付け　　　第　　号で交付決定通知のあった補助事業について計画を(変更・中止・廃止)したいので、次のとおり申請します。

１　変更後の補助金申請額　金　　　　　　　　円

２　変更の内容

(注)変更の内容は、変更前と変更後の内容が対比できるように作成し、事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第３（第９条関係）

小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金変更交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

小牧市長　　　　　印

年　　月　　日付け　　　　第　　号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので通知します。

１　変更後の補助金交付決定額　金　　　　　　　　円

２　変更の内容

３　条件

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第４（第１１条関係）

小牧市介護支援専門員等研修受講料補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

郵便番号
所在地
申請者
連絡先

年　　月　　日付け　　　第　　号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

１　請求金額　金　　　　　　　　円

２　振込先

（1）　金融機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）　科　　　目　普通・当座

（3）　口座番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
（4）　口座名義人　＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。